資料４－１

落札者決定基準

水道料金システム等の再構築及び運用保守業務委託

大阪市水道局

1　基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「価格評価点」を加算する総合評価落札方式を採用し、入札予定価格の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」が最も高い者を落札者とする。

なお、技術の評価に当たっては、本市にとっての有利性及び客観性の確保のため、本市において開催する総合評価一般競争入札評価会議において、学識経験を有する者（以下「委員」という。）の意見を聴取する。

(1) 提案内容の評価

「技術評価項目一覧表」に基づき、提案内容を評価し、「技術評価点」を与える。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、「価格評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

上記(1)及び(2)により評価した、「技術評価点」及び「価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術評価点」と「価格評価点」の比率については、３対１とする。入札参加者の獲得する「総合評価点」は、「技術評価点」と「価格評価点」の単純和とする。

総合評価点 (2,000 点満点)	＝	技術評価点 (1,500 点満点)	＋	価格評価点 (500 点満点)

(4) 有効数字

「技術評価点」及び「価格評価点」の算出に当たっては、小数点以下１桁までを有効とし、小数点以下２桁目で四捨五入する。

(5) 「総合評価点」の最も高い者が２者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア　入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が異なる場合は、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ　入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」が同じ場合は、「技術評価点」のうち、評価項目「2 機能要件」の合計点が最も高い者を落札者とする。

ウ　入札参加者それぞれの「技術評価点」、「価格評価点」、「評価項目「2 機能要件」の合計点」が同じ場合は、別途に日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

２　提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価項目一覧表」の記載依頼事項、評価の視点及び配点に基づき、記述・提案された内容の評価を行う。

(1) 項目評価の考え方

ア　必須・任意区分

「技術評価項目一覧表」において、区分が「必須」の記載依頼事項に対応する提案が示されており、本市が示す要件を満たす場合は合格とし、評価を実施する。

区分が「必須」の記載依頼事項に対応する提案が示されていない場合、又は本市が示す要件を満たさない提案である場合は失格とし、当該事業者の提案は採用しない。

なお、提案内容の評価は、記載依頼事項の「必須」、「任意」の区分に関わらず、「イ評価基準」に従い、評価項目毎に評価を行うものとする。

イ　評価基準

技術評価については、「技術評価項目一覧表」において、評価項目毎に定めた配点を上限とし、基本、次表に定める４段階で評価を行う。

表　評価基準

評価区分	評価基準	評価点
A	非常に優秀な提案	配点×1.0
B	優秀な提案	配点×0.6
C	一定の効果が見込める提案	配点×0.3
D	要求水準を満たす提案	配点×0.1

(2) 技術評価点の計算

評価項目毎に採点者の評価点の平均を算出し、これらの数の合計を技術評価点とする。

(3) 技術評価点の減点について

提案書の総ページ数が「提案書作成要領」に示す上限を超えた場合は、技術評価点から50点を減点する。

３　入札価格の評価

「価格評価点」は、入札書に記載される金額（以下「入札価格」という。）に基づいて採点する。

なお、入札価格が、入札予定価格を越える金額の場合は、入札を無効とし、「２ 提案内容の評価」及び「３ 入札価格の評価」の評価は行わない。

「価格評価点」については、次の計算式により得た点数とする。なお、入札予定価格は、本市が別に定める。

［価格評価点の計算式］

価格評価点 ＝ 500点 ×（１ － 入札価格 / 入札予定価格）

４　その他失格事由

次のいずれかの事由に該当した場合は、評価対象から除外する。

(1) 本市職員もしくは委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

(2) 他の事業者と入札の参加意思又は提案内容について相談を行うこと。

(3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

(4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。